第七条第一項中「関係生産者等」の下に「（団体である関係生産者等にあっては、その直接又は間接の構成員の過半数が当該貨物の本邦の生産者であるものに限る。）」を加える。

**第二条**　不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「その団体（その直接又は間接の構成員の過半数が当該貨物の本邦の生産者である団体に限る。）（」を「当該貨物の本邦の生産者を直接若しくは間接の構成員とする団体（以下この号」に改め、「いう。）」の下に「（団体である関係生産者等にあっては、その直接又は間接の構成員のうち二以上の者が当該貨物の本邦の生産者であるものに限る。第七条において同じ。）」を、「団体の」の下に「直接若しくは間接の」を加え、同項第二号中「その」の下に「直接又は間接の」を加える。

第十条第一項中「関係生産者等」の下に「（団体である関係生産者等にあっては、その直接又は間接の構成員の過半数が当該貨物の本邦の生産者であるものに限る。）」を加える。

**附　則**

この政令は、平成二十八年五月一日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

---

水酸化カリウムに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年四月八日
内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第百九十六号**

## 水酸化カリウムに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令

内閣は、関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第八条第九項及び第三十七項の規定に基づき、この政令を制定する。

（課税物件）

**第一条**　第一号に掲げる貨物であって、第二号に掲げる国を原産地とするもののうち、第三号に掲げる期間内に輸入されるもの（以下「特定貨物」という。）には、関税定率法（以下「法」という。）第八条第九項の規定により、同項第一号に規定する暫定的な関税（以下「暫定不当廉売関税」という。）を課する。

一　法の別表第二八一五・二〇号に掲げる水酸化カリウム（かせいカリ）（第三条第一項において単に「水酸化カリウム」という。）

二　大韓民国又は中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。次条において「中国」という。）

三　この政令の施行の日から平成二十八年八月八日までの期間

2　この政令における原産地については、関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第四条の二第四項に定めるところによる。

（税率）

**第二条**　特定貨物に課する暫定不当廉売関税の税率は、大韓民国を原産地とするものにあっては四十九・五パーセント、中国を原産地とするものにあっては七十三・七パーセントとする。

（提出書類）

**第三条**　税関長は、水酸化カリウム又は保税工場若しくは総合保税地域において行われた水酸化カリウムを原料の一部とする製造による製品である外国貨物を輸入しようとする者に対し、当該水酸化カリウムの原産地を証明した書類を提出させることができる。

2　関税法施行令第六十一条第二項及び第三項並びに関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第二十八条の規定は、前項の書類について準用する。この場合において、関税法施行令第六十一条第二項中「同号の便益を受けようとする」とあるのは「その証明に係る」と、関税暫定措置法施行令第二十八条中「蔵入れ申請等がされる物品については、当該蔵入れ申請等。以下この章において同じ」とあるのは「当該証明に係る物品について蔵入れ申請等がされる場合（以下この条において「蔵入れ申請等の場合」という。）にあっては当該蔵入れ申請等とし、当該証明に係る物品が特例申告に係る貨物である場合（蔵入れ申請等の場合を除く。）にあっては当該特例申告とする」と読み替えるものとする。

（関税法の適用）

**第四条**　特定貨物に課する暫定不当廉売関税及び法の別表の税率（条約中に関税について特別の規定があり当該特別の規定の適用がある場合にあっては当該特別の規定による税率、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八条の二第一項第三号の規定の適用がある場合にあっては同号の税率とする。）による関税については、それぞれ別個の関税として関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二章の規定を適用する。

**附　則**

この政令は、公布の日の翌日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

---

**○総務省告示第百七十号**

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十九条の二第一項第一号の規定に基づき、平成二十八年四月二十四日に行われる衆議院小選挙区選出議員の補欠選挙において在外公館等における在外投票を行わない在外公館の長を次のように指定する。

平成二十八年四月八日

総務大臣　山本　早苗

次に掲げるもの以外の在外公館の長

在インド日本国大使、在インドネシア日本国大使、在シンガポール日本国大使、在タイ日本国大使、在大韓民国日本国大使、在フィリピン日本国大使、在ベトナム日本国大使、在マレーシア日本国大使、在オーストラリア日本国大使、在ニュージーランド日本国大使、在アメリカ合衆国日本国大使、在アルゼンチン日本国大使、在エクアドル日本国大使、在パナマ日本国大使、在ブラジル日本国大使、在ホンジュラス日本国大使、在メキシコ日本国大使、在アイスランド日本国大使、在イタリア日本国大使、在英国日本国大使、在オーストリア日本国大使、在オランダ日本国大使、在スイス日本国大使、在スウェーデン日本国大使、在スペイン日本国大使、在チェコ日本国大使、在デンマーク日本国大使、在ドイツ日本国大使、在フィンランド日本国大使、在フランス日本国大使、在ベルギー日本国大使、在ポルトガル日本国大使、在ロシア日本国大使、在ガーナ日本国大使、在ザンビア日本国大使、在ムンバイ日本国総領事、在デンパサール日本国総領事、在チェンマイ日本国総領事、在釜山日本国総領事、在上海日本国総領事、在瀋陽日本国総領事、在青島日本国総領事、在香港日本国総領事、在シドニー日本国総領事、在パース日本国総領事、在ブリスベン日本国総領事、在メルボルン日本国総領事、在オークランド日本国総領事、在アトランタ日本国総領事、在サンフランシスコ日本国総領事、在シアトル日本国総領事、在シカゴ日本国総領事、在デトロイト日本国総領事、在デンバー日本国総領事、在ナッシュビル日本国総領事、在ニューヨーク日本国総領事、在ヒューストン日本国総領事、在ボストン日本国総領事、在ホノルル日本国総領事、在マイアミ日本国総領事、在ロサンゼルス日本国総領事、在カルガリー日本国総領事、在バンクーバー日本国総領事、在モントリオール日本国総領事、在クリチバ日本国総領事、在サンパウロ日本国総領事、在リオデジャネイロ日本国総領事、在ミラノ日本国総領事、在エディンバラ日本国総領事、在バルセロナ日本国総領事、在デュッセルドルフ日本国総領事、在フランクフルト日本国総領事、在ミュンヘン日本国総領事、在ストラスブール日本国総領事、在マルセイユ日本国総領事、在ドバイ日本国総領事、在イスタンブール日本国総領事

# 告　示

**○金融庁告示第十九号**

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の十八の二及び第一条の十九第二号の規定に基づき、金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件（平成二十三年金融庁告示第百五号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。ただし、この告示の適用前に行われた取引については、なお従前の例による。

平成二十八年四月八日

金融庁長官　森　信親

第一条第三項中「次に掲げる者」を「コリアエクスチェンジ」に改め、同項各号を削る。

第二条中「及び第四号」を「及び第三号」に改め、「及び第三号」を削り、同条中第三号を削り、同条第四号中「指定外国清算機関のうち前条第三項第二号に掲げる者」を「指定外国清算機関」に、「利率等に基づいて金銭を支払い」を「利率又は市場金利の約定した期間における変化率（以下この号において「利率等」という。）に基づいて金銭を支払い」に改め、同号を第三号とする。